

議第 5 号議案

桐生市議会委員会条例の一部を改正する条例案

上記条例案を別紙のとおり地方自治法第 112 条及び桐生市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

平成 29 年 3 月 16 日提出

提出者	桐生市議会議員	佐	藤	幸	雄
賛成者	桐生市議会議員	山	之	内	肇
	同	田	島	忠	一
	同	関	口	直	久
	同	北	川	久	人
	同	岡	部	純	朗
	同	久	保	田	裕
	同	周	藤	雅	彦

桐生市議会議長 森 山 享 大 様

桐生市議会委員会条例の一部を改正する条例

桐生市議会委員会条例(昭和42年桐生市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表の総務委員会の項中「、財政部」を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議 案 説 明

議第5号議案 桐生市議会委員会条例の一部を改正する条例案

桐生市事務分掌条例の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものです。